

21-1 東北大学金属材料研究所材料分析研究コア内規

制 定 平成27年3月31日

(設置)

第1条 東北大学金属材料研究所(以下「本研究所」という。)に材料分析研究コア(以下「コア」という。)を置き、コアの組織および運営については、この内規の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 コアは、各種材料に関する化学分析法および物理分析法の開発研究と、それを用い、高感度・高精度の材料評価を行うことを目的とする。

(職員)

第3条 コアに、次の職員を置く。

材料分析研究コア長(以下「コア長」という。)

教授

准教授

講師

助教(助手)

その他の職員

2 コア長は、コアの業務を掌理する。

(コア長)

第4条 コア長は、本研究所の教授をもって充てる。

2 コア長の選考は、本研究所教授会の議を経て、所長が行う。

3 コア長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第5条 コアに、その組織および運営に関することを審議するために、材料分析研究コア運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第6条 運営委員会は、委員長および次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本研究所の教授、准教授または講師 10名以内

(2) その他、委員長が必要と認めた者 5名以内

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数以上の同意をもって決する。

(委員長)

第7条 運営委員会の委員長は、コア長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

(委嘱)

第8条 運営委員は、本研究所長が委嘱する。

(任期)

第9条 第1項第1号および第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、コアの組織および運営に関し必要な事項は、

運営委員会の議を経てコア長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 金属材料研究所材料分析研究コア内規（平成11年2月18日）は、廃止する。